二(一)　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町豊邦字段戸山一の一四四（次の図に示す部分に限る。）、西納庫字荷場一二の一、二八の一、一九の一、一九の三、東納庫字川宇連山一の一三六、三の八・三の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、小松字横吹六、六の一、四八の五、四九、五一の三、清崎字山手六の一、三二、字坊口四の一、字坊前二、字西山一の一、一の二、二六の一、二六の二、字五本松一の二、二の二、一三の二、字沖二の一、一三、字釜渕一七の七、一八の一、長江字小入道一の一、一の七、一の八、一の一三（次の図に示す部分に限る。）、津具字尤一（次の図に示す部分に限る。）、二の一〇から二の一三まで、字東山二の九八、二の九

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字段戸山一の一四四・字荷場一二の一・一九の一・字川宇連山三の八・字横吹四八の五（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字山手六の一、三二、字坊口四の一、字坊前二、字西山一の一、一の二、二六の一、二六の二、字五本松一の二、二の二、一三の二、字沖二の一、一三、字釜渕一七の七、一八の一、字小入道一の八・字東山二の九八・二の九九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び設楽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町春日川合字樽谷三一八三の一、三一八三の三三から三一八三の三八まで、三一八三の四〇、三一八三の四三から三一八三の四五まで、三一八三の四七から三一八三の六〇まで、三二〇二の一、三二〇二の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字樽谷三一八三の四四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲深坂字北洞二七六〇の一、谷汲神原字宇治谷二五四の二の二、二五五、二五九、字平岩一六八九の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年三月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県盛岡市川目第五地割二四の二・一二二の一三〇（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、一二二の三〇・一二二の一二一・一二二の一二三・一二二の一二四（以上四筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び盛岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年三月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県遠野市宮守町上鱒沢六地割四八の四・四八の七・九地割一一一の二・一〇地割一の二・綾織町下綾織三七地割二〇五の二（以上五筆国有林）、宮守町上鱒沢七地割三六の三・綾織町下綾織三七地割一一九の二・二〇六の二・綾織町新里二三地割五三の二・八五の一〇（以上五筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び遠野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年三月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県高崎市榛名山町字社家町三四の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第五百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年三月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県西八代郡市川三郷町鴨狩津向字海老沢小山沢一六六一の三二、南巨摩郡早川町奈良田字縁真黒一〇六三の八二、雨畑字ハゲタ山四三八の一（次の図に示す部分に限る。）、身延町下田原字一枚山八七の二・字廣反歩一三三九の二・一三四〇・一三四九の一・一三五〇の二（以上五筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年三月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡加美町上多田川字岩滝七〇の二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第五百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年三月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県芳賀郡茂木町大字飯野字馬内二三の一（次の図に示す部分に限る。）、大字馬門字中ノ沢二四一八の一〇、二四一八の一四（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）